

平成20年9月17日（水曜日）

議 事 日 程

平成20年9月17日 午前9時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 舟橋村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例制定の件
- 日程第4 議案第2号 公益法人制度の改革に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 日程第5 議案第3号 舟橋村の議会の議員等の報酬及び費用弁償に関する条例全部改正の件
- 日程第6 議案第4号 舟橋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例一部改正の件
- 日程第7 議案第5号 専決処分の承認を求める件
- 日程第8 議案第6号 平成20年度舟橋村一般会計補正予算（第5号）
- 日程第9 議案第7号 平成20年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第8号 平成20年度舟橋村老人保健事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第9号 平成20年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第10号 舟橋村教育委員会委員任命の件
- 日程第13 報告第1号 平成19年度健全化判断比率及び資金不足比率報告書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（8名）

- 1番 野村信夫君
2番 明和善一郎君
3番 山崎知信君

4番 川崎和夫君
5番 竹島貴行君
6番 前原英石君
7番 嶋田富士夫君
8番 竹島ユリ子君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村長 金森勝雄君
副村長 古越邦男君
教育長 塩原勝君
総務課長 高畠宗明君
生活環境課長 笠田恵雄君
会計管理者 松本良樹君
代表監査委員 平野正君

職務のため出席した事務局職員

事務局長 吉田昭博

午前 9時00分 開会

開 会 の 宣 告

議長（竹島ユリ子君） ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、平成20年9月舟橋村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

議長（竹島ユリ子君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

3番 山 崎 知 信 君

4番 川 崎 和 夫 君

を指名します。

会 期 の 決 定

議長（竹島ユリ子君） 日程第2 会期決定について議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月19日までの3日間とし、審議終了までとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月19日審議終了までとすることに決定しました。

議 案 第 1 号 から 報 告 第 1 号

議長（竹島ユリ子君） 日程第3 議案第1号 舟橋村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例制定の件、日程第4 議案第2号 公益法人制度の改革に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件、日程第5 議案第3号 舟橋村の議会の議員等の報酬及び費用弁償に関する条例全部改正の件、日程第6 議案第4号 舟橋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例一部改正の件、日程第7 議案第5号 専決処分の承認を求め

る件、日程第 8 議案第 6 号 平成 20 年度舟橋村一般会計補正予算（第 5 号）、日程第 9 議案第 7 号 平成 20 年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 10 議案第 8 号 平成 20 年度舟橋村老人保健事業特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 11 議案第 9 号 平成 20 年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 12 議案第 10 号 舟橋村教育委員会委員任命の件、日程第 13 報告第 1 号 平成 19 年度健全化判断比率及び資金不足比率報告書まで 11 案件を一括議題とし、提案理由の説明を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ヨリ子君） ご異議なしと認めます。

したがって、日程第 3 議案第 1 号から日程第 13 報告第 1 号まで 11 案件の提案理由の説明を求めることに決定いたしました。

（提案理由の説明）

議長（竹島ヨリ子君） 提案理由の説明を求めます。

村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成 20 年 9 月定例村議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともご多忙の中ご出席を賜り、深く感謝申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件に先立ちまして、所信の一端を申し上げます。

はじめに、今夏の集中豪雨災害について申し上げます。

7 月から 8 月にかけて発生した県内の集中豪雨では、各地で河川のはんらんなどにより多大な被害が発生いたしました。本村においても、7 月 8 日未明集中豪雨に見舞われまして、舟橋地区や東芦原地区、稻荷地区、竹内地区におきまして、民家の床下浸水が発生するとともに、各地区では農地や農業用排水路等の法面の崩壊など被害が発生したのであります。

これは、昭和 45 年夏の集中豪雨以来の大きな災害であります。地球規模での温暖化などの影響から、今後ともこのような災害がいつ起きるか予測できないのであります。

私はこれを機に、農地や農業用施設の被害に対して、災害復旧事業の支援対策から、喫緊に舟橋村農地災害復旧事業補助金規則を制定いたしたいと考えております。

また、規則に定める補助率につきましては、議員の皆様と十分協議してまいり所存で

あります。

いずれにいたしましても、村民の生命と財産を守るためにも、安全・安心なまちづくりをより一層推進していかなければならないと考えている次第であります。

次に、平成19年度一般会計並びに特別会計の決算概況についてご報告申し上げます。一般会計では、歳入が前年度比6.7%の9,549万円の増、歳出では8.4%の1億786万3,000円の増となり、予算現額に対する執行率では、歳入が102.3%、歳出では94.3%となりまして、差引額1億1,763万円の黒字決算となりました。

その主たる要因を申し上げます。

歳入では、個人村民税が国の税源移譲などにより、対年度比23.9%の大幅な伸びとなり、9,228万5,000円の増、地方交付税も対年度比2.3%の1,150万7,000円の増、また平成18年度で整備を終了しました都市公園事業量の減に伴い、国庫支出金が対年度比37%の2,130万1,000円の大幅な減となったのであります。

歳出では、公債費が地域総合整備事業債の一部を繰上償還したことによりまして、対年度比7.4%の1,728万2,000円の増、教育費では舟橋小学校増築及び改修工事実施設計業務に係る委託事業費の増加により、対年度比18.9%の3,007万4,000円の大幅な増となりました。

なお、決算剰余金の使途につきましては、できる限り財政健全化に資することにいたしまして、村債の繰上償還に充当するため、今般の補正予算で公債費に558万4,000円を計上いたしました。

また、5つの特別会計の総額では、歳入が2.4%減の3億4,503万5,000円、歳出では3.4%減の3億3,310万7,000円となっております。

特別会計のうち、繰上充用を行った老人保健事業特別会計を除く4会計におきましても黒字決算となりましたので、健全財政基調にあると思っております。

それでは、本日提案しております案件につきまして、ご説明申し上げます。

議案第1号 舟橋村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例制定の件につきましては、地方自治法の改正により、議員の報酬の支給方法等が他の行政委員会委員と異なることを明確にするため、現行の同一条例から分離し、新たに条例を制定するものであります。

議案第 2 号 公益法人制度の改革に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件につきましては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行による公益法人制度改革に伴い、法規定の引用箇所等関係条例の整備を行うものであります。

議案第 3 号 舟橋村の議会の議員等の報酬及び費用弁償に関する条例全部改正の件につきましては、現行条例から議会議員の議員報酬条例を分離したことに伴い、新たに舟橋村各種委員会委員等報酬及び費用弁償に関する条例として、全文改正を行うものであります。

議案第 4 号 舟橋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例一部改正の件につきましては、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴い、公庫の予算及び決算に関する法律が一部改正されることから、法規定の引用箇所を改正するものであります。

議案第 5 号 専決処分の承認を求める件につきましては、地方自治法第 197 条第 1 項により予算案件 1 件を専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により承認を求めるものであります。

議案第 6 号 平成 20 年度舟橋村一般会計補正予算（第 5 号）につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ 7,172 万 6,000 円を追加し、予算の総額を 18 億 438 万 4,000 円とするものであります。

今回の補正の主なものは、青色防犯灯設置工事費 150 万円、災害時職員等緊急招集用システム導入費 96 万 7,000 円、税源移譲に係る住民税の還付充当金 225 万 7,000 円、とやまっ子育て支援事業 22 万円、スクールソーシャルワーカー活用事業 200 万円、繰上償還金 558 万 4,000 円等であります。これに要する財源といたしましては、県支出金 542 万 4,000 円、繰越金 6,630 万 2,000 円を充てております。

議案第 7 号 平成 20 年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、歳出において、第 1 水源地非常用自家発電装置修繕工事費 99 万 8,000 円の支出に伴うものであります。これに要する財源といたしましては、予備費 99 万 8,000 円を充てております。

議案第 8 号 平成 20 年度舟橋村老人保健事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、歳出において、老人保健医療給付費を 30 万円減額し、老人保健医療費支給費に 30 万円組みかえたいのであります。

議案第 9 号 平成 20 年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）に

つきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ40万2,000円を追加、予算の総額を3,783万5,000円とするものであります。

今回の補正は、後期高齢者医療保険料納入通知書等委託料40万2,000円であり、これに要する財源としましては、一般会計繰入金40万2,000円を充てております。

議案第10号 舟橋村教育委員会委員任命の件につきましては、塩原勝委員が、平成20年9月30日をもって任期満了となります。引き続き塩原勝氏にお願いしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるとしております。

なお、任期は平成20年10月1日から平成24年9月30日までの4カ年であり、ます。

報告第1号 平成19年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が本年4月1日から施行されたのに伴い、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により監査委員の意見を付して報告するものであります。

以上、簡単に提案理由の説明を申し上げましたが、何とぞ慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

よろしくようお願い申し上げます。

議長（竹島ユリ子君） 提案理由の説明が終わりました。

散 会 の 宣 告

議長（竹島ユリ子君） 以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

午前 9時15分 散会